

Doひかり回線サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. ユーザーサイド株式会社（以下「当社」といいます。）は「Doひかり回線サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定め、「Doひかり回線」（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスは当社が東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」といいます。）の提供する「光コラボレーションモデル」を活用し、当社が本サービスの契約者に対し、光回線と当社のサービスを一体的に提供するものです。
3. 本サービスの提供条件については、本約款およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）に定めのある場合を除き、NTT東西の「IP通信網サービス契約約款」によります。なお、本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。
4. 当社およびNTT東西がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本約款の一部を構成するものとします。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに効力発生時期を、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
3. IP通信網契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づくIP通信網契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
Doひかり（本サービス）	IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
取扱所交換設備	特定事業者の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
申込者	本サービス利用契約の申込をした者
契約者	本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社または特定事業者が設置する装置（端末設備を除きます。）
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備

自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
特定事業者	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額

第2章 サービス

第4条 （サービスの種類）

本サービスの対象は次の通りとします。

Doひかり回線（コラボレーションモデル）	・IP通信網を使用して当社が行う電気通信サービス NTT東西が定める「I P通信網サービス契約約款」のメニュー5-1および5-2に係るもの。
----------------------	---

1. 本サービスは、NTT東西の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
2. 本サービスはベストエフォートサービスです。
3. 本サービスはNTT東西、または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。
4. 本サービスにローミングサービス契約および、臨時 I P 通信網サービス契約はありません。

第5条 （サービス提供区域）

1. 本サービスはNTT東西の I P 通信網サービス契約約款 第6条によって定められた提供区域に提供します。
2. 前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第3章 契約

第6条 （契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約の申込みをし、当社が第12条（契約申込の承諾）に基づき当該申込みを承諾した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第7条 （契約の単位）

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 契約を締結します。この場合、契約者は 1 契約につき 1 人に限ります。

第8条 （利用者情報の提供）

1. 契約者の情報について、当社はNTT東西または光コラボレーション事業者に通知し、NTT東西または光コラボレーション事業者はそれらを記録・保管します。
 - (1) 契約者名
 - (2) 回線の設置場所住所
 - (3) 書類や機器等の送付先住所

第9条 （契約者回線等番号）

1. 契約者回線等番号は、NTT東西の I P 通信網サービス契約約款 第15条 第1項、第2項の定めるところにより、1の契約者回線等ごとに割り当てます。
2. NTT東西および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

第10条（最低契約期間）

1. 本サービスの最低契約期間は1ヶ月です。
2. 契約者は、前項の最低契約期間内に契約の解除があった場合も、月額利用料金を支払うものとします。

第11条（契約申込の方法等）

1. 本サービスを申込みときは、次の事項について当社指定の様式にて提出するものとします。
 - (1) 回線品目の種類
 - (2) 契約者名、住所、連絡先
 - (3) 申込担当者氏名、連絡先
 - (4) 本サービスの回線の終端の場所
 - (5) その他当社が指定する事項
2. 申込者のうち、転用(事業者変更)により本サービス契約の申込みをする転用(事業者変更)資格保有者は、当社所定の方法により、前項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項（以下前項各号の事項と併せて「申告情報」といいます。）を当社に申告する必要があります。
 - (1) 転用(事業者変更)承諾番号
 - (2) NTT東西または、光コラボレーション事業者の提供する光回線サービスにおける回線契約者名
3. 前項の申込者は、第1項所定の申込みを行うにあたり、転用(事業者変更)後に利用することを希望するサービスのタイプ（NTT東西の提供する光回線サービスのタイプに相当するタイプがあります。）を以下の各号の何れかから選択することができます。
 - (1) 転用(事業者変更)前に利用していたNTT東西の提供する光回線サービスのタイプ
 - (2) 当社または申込者の指定する光回線サービスのタイプ
4. その際、申込者は、第1項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するか当社に申告する必要があります。
5. 本サービスの申込みの際に、契約者本人である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
6. 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの（以下「代行者」といいます。）が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

第12条（契約申込の承諾）

1. 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT東西または光コラボレーション事業者に回線の開通や転用(事業者変更)の諾否を照会し、NTT東西または光コラボレーション事業者が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。
2. 当社が契約申込みを承諾したときをもって、契約締結とします。
3. NTT東西または光コラボレーション事業者が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (ア) 本サービスの契約者と利用者が同一でないとき
 - (イ) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (ウ) 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき

(工) その他当社の業務遂行上、支障があるとき

(オ) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と判断される場合

第13条（契約の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の定めに基づいて取り扱います。

第14条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、第5条（サービス提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は前項の請求があったときは、第12条（契約申込の承諾）の定めに基づいて取り扱います。

第15条（契約者の情報の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
3. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第16条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出るものとします。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 地位を承継した契約者による前各項の届出がなかったことで、当該契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第17条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第18条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

1. 契約者は、解約を希望する1ヶ月前までに当社の指定する方法にて解約の申し出を行い、本サービス利用契約を解約することができます。
2. 契約者が本サービスで利用しているNTT東西の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービス契約者は本サービスの契約を解約する必要があります。
3. 前項による契約解約にあたり、発生する費用の一切については、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。
4. 本条第1項の場合、当社は、本サービス契約者に対し、以下の費用等のうち未決済のものについて、請求できるものとします。
 - (1) 事務手数料
 - (2) 工事に係る費用（第29条が規定する標準工事費用および特殊工事費用）
 - (3) 解約までに提供されたサービスの利用料等（①解除対象の電気通信役務（付加的機能を含む。）の利用料 ②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料等）

(4) 第33条の利率に基づく遅延損害金

第19条 (当社が行う本サービス利用契約の解約)

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解約することがあります。
 - (1) 第24条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
 - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認したとき。
2. 当社は、契約者が第24条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第24条(利用停止)の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解約することがあります。
3. 本条第1項に関わらず、当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解約することがあります。
4. 当社は、前3項の定めにより本サービス利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第1項から第3項の定めに従って本サービス利用契約が解約された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第1項から第3項の解約にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者の負担とします。
7. 本条第1項から第3項の定めにより、本サービス利用契約を解約された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第4章 端末設備

第20条 (端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、端末設備を提供します。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第21条 (端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第22条 (端末設備の返還)

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を特定事業者が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス利用契約の解約があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第5章 一時中断、利用停止等

第23条 (一時中断)

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時中断することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第26条(通信利用の制限等)の定めにより、本サービスの利用を制限するとき。

- (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を一時中断するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 契約者から本サービスの利用の一時中断は請求できません。

第24条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第42条（利用に係る契約者の義務）の定め違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、本約款の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、本サービス利用契約を解約することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第6章 通信

第26条（通信利用の制限等）

1. NTT東西のIP通信網サービス契約約款第36条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第7章 料金等

第27条（料金等）

1. 本サービスの料金等の体系は、次の通りとします。
 - (1) 事務手数料
 - (2) 工事費用
 - (3) 月額費用
 - (4) その他の料金
2. 前項各号所定の料金は、当社が別に定める通りとします。
3. 本サービスの料金は、利用を開始した月より請求します。

第28条（事務手数料）

契約者は、当社に本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報をシステムへ登録するための手続きに関する費用として、料金表記載の費用を支払わなければなりません。

第29条（工事費用）

1. 契約者は、契約の申込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約またはその工事の請求の取消し（以下、この条において「解約等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後に解約等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。

第30条（月額費用）

1. 契約者は、本サービス開始日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。なお、月額費用は満額を請求します。
2. 当社は、本約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締日にて、その締日が属する月にかかる本サービスの月額費用を本サービス契約者に請求します。
3. 本約款第23条（一時中断）および第24条（利用停止）の規定により本サービスが一時中断または利用停止となったときでも、契約者はその期間中の月額費用の支払いを要します。
4. 本約款第18条および第19条の規定により本サービスが契約解除となったときは、契約者はその期間中の月額費用の支払いを要します。

第31条（NTT東西の貸与端末等に対する費用の支払義務）

本サービス契約者は、本サービスの解約、移転等で端末変更を行う際は、NTT東西より貸与された端末をNTT東西へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT東西より当社に対し端末に関する費用が請求された場合、当社は本サービス契約者に相当額を請求し、本サービス契約者は支払う義務を負います。

第32条（割増金）

本サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第33条（遅延損害金）

本サービス契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第34条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限ります。）を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第35条（契約者の維持責任）

本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するように維持していただきます。

第36条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

※本条は、自営端末設備または自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

第37条（修理又は復旧の順位）

修理または復旧の順位は、NTT東西のI P通信網サービス契約約款 第50条の定めによります。

第9章 損害賠償

第38条（責任の制限）

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。
2. 当社は、本条第1項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りです。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第39条（免責）

1. 当社は、本サービス契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、本サービスが所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。
3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下、この条において「技術的条件」といいます。）の定めの変更（当社に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の定めの変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した定めに係る部分に限り負担します。

第40条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第10章 雑則

第41条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社へ通知していただきます。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 契約者は、前項の定め違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

第43条 (契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等および端末設備の設置場所の提供等については、次の通りとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第44条 (契約者の個人情報の取り扱いについて)

当社は、保有する契約者個人情報については、別に定める「プライバシーポリシー」<https://www.userside.co.jp/privacy/>に基づき適正に取り扱うものとします。

第45条 (管轄裁判所)

本約款に係る係争については、当社が定める裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第46条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

付則

本約款は2024年4月1日より効力を有するものとします。

NTT東日本「IP通信網サービス」 (<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e08.pdf>)

NTT西日本「IP通信網サービス」 (<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w08.pdf>)

Doひかり回線サービス料金表

2024年4月1日現在

※税込価格は税率10%に基づく金額です。

■基本料金

サービスタイプ	最大速度	月額利用料
Doひかりクロス	10Gbps	4,800円 (税込5,280円)
Doひかりファミリー・ギガライン	1Gbps	4,200円 (税込4,620円)
Doひかりファミリー・ハイスピード	200Mbps	4,200円 (税込4,620円)
Doひかりファミリー	100Mbps	4,200円 (税込4,620円)
Doひかりマンション・ギガライン	1Gbps	2,950円 (税込3,245円)
Doひかりマンション・ハイスピード	200Mbps	2,750円 (税込3,025円)
Doひかりマンション	100Mbps	2,750円 (税込3,025円)

■機器利用料

項目	月額利用料
フレッツ光クロス対応レンタルルータ	500円 (税込550円)

※NTTフレッツのレンタル機器を利用する場合

■オプションサービス料金

サービスタイプ	月額利用料
24時間出張修理オプション Doひかりファミリータイプ	2,700円 (税込2,970円)
24時間出張修理オプション Doひかりマンションタイプ	1,800円 (税込1,980円)
7-22時出張修理オプション Doひかりクロス・ファミリー・マンションタイプ	1,700円 (税込1,870円)

■事務手数料

項目	内容	金額
事務手数料	新規、移転、品目変更、転用、事業者変更、解約の申込に係わる費用	5,000円 (税込5,500円)

■工事費用

(1) 新規工事費

項目	金額
Doひかり回線 新設工事費用 (派遣工事)	21,000円 (税込23,100円)
Doひかり回線 + Doひかり電話 同時新設工事費用 (派遣工事)	22,000円 (税込24,200円)

※夜間・深夜工事の場合は、割増料金が適用となります。

(2) 移転工事費

項目	金額
Doひかり回線 移転工事費用 (派遣工事)	21,000円 (税込23,100円)

Doひかり回線+Doひかり電話 同時移転工事費用（派遣工事）	22,000円（税込24,200円）
--------------------------------	--------------------

※土日祝日・時間外・訪問時刻指定は割増料金となります。

(3) 品目変更工事費

項目	金額
Doひかり回線サービスタイプ変更工事費用（無派遣工事）	3,000円（税込3,300円）
Doひかり回線サービスタイプ変更工事費用（派遣工事）	21,000円（税込23,100円）

※原則、無派遣の工事となります。お客様が希望された場合は派遣工事も可能です。

※無派遣での工事をご希望された場合でも、お客様設備状況により派遣工事になる場合があります。

※移転と同時に品目変更工事を実施する場合は、「移転工事費」が適用となります。

(4) 転用/事業者変更費用

項目	内容	金額
Doひかり転用費用	フレッツ光回線からDoひかりへの転用に係わる費用	3,500円（税込3,850円）
Doひかり事業者変更費用	他コラボ事業者からの変更に係わる費用	3,500円（税込3,850円）

■工事加算料金

(1) 土日祝日工事

項目	金額
Doひかり回線 土日祝日工事加算額	3,000円（税込3,300円）

※土日祝日等を実施する場合は、通常の工事費に上表の金額を加算した料金を適用します。

※土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]の規定により休日とされた日）ならびに1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日とします。

※土日祝日等に派遣を伴う、光回線の工事に対して適用します。（無派遣での工事および廃止工事は対象外）

(2) 訪問時刻指定工事

項目	金額
昼間（9:00～16:00）	11,000円（税込12,100円）
夜間（17:00～21:00）	18,000円（税込19,800円）
深夜（22:00～翌8:00）	28,000円（税込30,800円）

※通常の工事費に上表の金額を加算した料金を適用します。

※指定可能な時間帯は上記に記載の範囲内で1時間毎に指定可能です。（例：「9：00」、「10：00」等）

※時刻指定日時は工事受付状況等により、ご希望に添えない場合があります。

■夜間・深夜・年末年始の工事

項目	金額
夜間（17:00～22:00）	通常の工事費の合計額- 1,000円）×1.3+1,000円（別途税率10%加算）
深夜（22:00～翌8:30）	通常の工事費の合計額- 1,000円）×1.6+1,000円（別途税率10%加算）
12/29～1/3（8:30～22:00）	通常の工事費の合計額- 1,000円）×1.3+1,000円（別途税率10%加算）

※夜間、深夜、年末年始に工事を実施する場合、上表の通り割増工事費を適用します。